

## 平成31年第2回菊池市教育委員会会議録

日時 平成31年2月22日（金）午後1時30分  
場所 七城公民館2階視聴覚室  
出席者

教育長	渡 邊 和 博
教育長職務代理者	松 岡 義 博
教育委員	森 智保美
教育委員	江 藤 継 喜
教育委員	生 田 博 隆
教育委員	芹 川 幸 良 子
教育部長	大 山 堅 四 郎
菊池市生涯学習センター長	木 村 利 昭
教育審議員	横 手 満
学校教育課長	木 下 徳 幸
生涯学習課長	笹 原 猛
社会体育課長	吉 田 武
学校給食管理室長	竹 村 秀 一
菊池市中央公民館参事	高 見 淳
学校教育課指導主事	久 保 敦 嗣
学校教育課指導主事	上 田 浩 一 郎
泗水幼稚園長	井 本 か お る
学校教育課総務係長	磯 田 貴 博

18名

### 日 程

1. 開 会
2. 議事録の承認について
3. 教育長の報告
4. 議 案
  - 第 7号 菊池市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
  - 第 8号 菊池市教育振興基金奨学資金事業施行規則の一部を改正する規則の制定について
  - 第 9号 菊池市就学援助費規則の一部を改正する規則の制定について
  - 第10号 菊池市スポーツ大会等出場報奨金交付要綱の全部を改正する要綱の制定について
5. 報告案件
  - (1) いじめ・不登校について（学校教育課）
  - (2) 泗水中学校の耐震状況について（学校教育課）
  - (3) 菊池市における小学校運動部活動の社会体育移行に伴う平成31年度以降の施設予約・施設使用料・電気料等について（社会体育課）
6. その他
7. (教育委員会各課からの事務連絡等)
  - ①行事予定等
  - ②その他 事務連絡

開会

渡邊教育長 　では改めまして、こんにちは。昨夜も北海道で大きい地震がありまして、再び緊張感が走りました。皆さんもそうではないかと思います。そういう中で、春は一步一步着実に近づいているようで、今日は市内の特別支援学級に通う子どもたちの卒業生を送る会に午前中に行ってまいりましたが、いよいよ卒業生を送る会とか卒業式のシーズンに入ってきます。今日の様子を見てみると、支援学級の小学校の卒業生と中学校の卒業生が44人おりましたけれども、温かい送る会をしていました。子どもたちも非常に落ちついていて、いい雰囲気です。送る会ができていましたので、ほっと胸をなでおろしたといいますか、そんな気がいたしました。

　一方、先ほども言いましたけれども、学校では卒業式、あるいは進級に向けての時期で、卒業証書授与式に関しては皆様方に大変お世話になりますけれども、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

　一方、市としましても、来週の月曜日、2月25日から3月22日まで26日間になりますけれども、今年第1回目の市議会ということで、今、その準備の時期でもございます。そのような年度末を迎えておりますけれども、今日もどうぞよろしくお願ひします。

　また、今日は3時30分から万句のふるさと菊池の表彰式を下の会場で行うことにしておりますので、一応、3時ぐらいをめどにこの教育委員会を行うことができたと思ひます。ご協力方よろしくお願ひします。それでは、お世話になります。

　それでは、ただいまから平成31年第2回菊池市教育委員会議を開会いたします。

　会議次第に従ひまして、平成31年第1回の菊池市教育委員会の会議録の承認についてを議題とします。

　教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、平成31年第1回の会議録に記載した事項について異議はございませんでしょうか。ございますか。

委員一同 　異議なし

渡邊教育長 　異議がありませんので、平成31年第1回の会議録については承認することに決定いたします。

　次に、教育長の報告を議題とします。私から報告をいたします。

　別とじになっております資料をごらんください。

　まず、動静についてでありますけれども、読み上げていきます。

　1月22日、庁議。

　1月24日、菊池北小赤米朝食試食会。

　1月25日、行政改革推進本部会議。同時に教育部庁議も行ないました。

　1月27日、七城一周駅伝大会。

　1月28日、高齢者叙勲伝達。

1月29日、施政方針協議。

1月30日、政策立案能力形成研修庁内発表会。菊池南中での地域未来塾閉校式。

2月2日、景色の見える食卓づくり推進シンポジウム。

2月3日、菊池市女性の会チャリティー初春のつどい。

2月4日、教育論文審査会。

2月5日、庁議及び施政方針協議。

2月6日、菊池北小学校研究発表会。

2月8日、地域学校協働本部事業打合せ。学校保健委員会。

2月12日、施政方針協議。

2月13日、行政改革推進本部会議。

2月14日、教育長・校長合同会議。

2月17日、白龍旗争奪中学生選抜剣道大会。

2月18日、市内校長会議。市町村教育委員大会。

2月19日、市教育支援委員会。異動ヒアリング。地域未来塾閉校式、これは菊池北中の閉校式です。

2月21日、市特別支援教育連絡協議会。

2月22日、先ほど申し上げました菊池市卒業生を送る会・親子交流会、それから本日の市教育委員会議、それから、この後あります万句のふるさと菊池表彰式でございます。

2番目に、2月14日に開催されました管内の教育長・校長合同会議から抜粋しております。2月は教育長・校長合同でございました。

まず、菊池教育事務所、中島所長が退職の校長先生方にお礼を言われました。

それから次に、今年度を総括してということで、管理面、指導面から、所長としての気づきの話をされております。

次に、人事異動については、基本的な考え方として「できるだけ人を菊池へ」ということをコンセプトに異動しておりますということでした。5年後、10年後を見据えた交流を考えて、人材育成に力を入れたいということでした。

それから、働き方改革については、国からのガイドライン等も示されておりますけれども、やれる部分から、学校や市町とともに教育事務所、県としても取り組みたいという話がありました。

それから、木村管理主事からは、不祥事根絶及び事故防止について話があり、1月にも交通加害事故が1件あったという報告がありました。

同じく人事異動に関しては、児童生徒数の把握をお願いしたいということと、加配、初任者、再配置者、臨採者、非常勤講師等、それぞれの具体的な話があります。いずれにしても、教職員の人材が非常に不足している事態になっておりますので、情報を共有しながら人の確保をお願いしたいというお話があります。

裏面になります。2ページになります。

浦田指導課長から話があり、主なものは、次の3ページ、4ページ、5ページに示しておりますけれども、参考に見ていただければと思います。

1つ目は、平成30年度の菊池教育事務所取り組みの成果と課題についてということで、これは別冊でありますので申し上げますけれども、いわゆる豊かな心の育成とか人権教育の充実、心の教育の推進、確かな学力の定着など、菊池教育事務所が取り組んでおります11項目について成果と課題が整理されたという報告がありました。これについては、市の状況とも比較しながら、本市でも次年度につなごうと今やっています。

それから、2番目、来年度、平成31年度の菊池教育事務所の取り組みの方向の案及び重点努力事項について既に案として示されましたけれども、これは4月の新年度を待つということになるかと思えます。

それから、平成31年度の研修の見直しについてということで、3ページの上から3番目と書いてあります研修の見直しについて、働き方改革の一環ということでしょうか、具体的な見直しが行われるということになっています。

それから、3ページの指導課長分の4番目、その他で「資料なし」と書いてありますけれども、千葉県野田市で起きました小学4年生の虐待事案を受けて、学校、それから委員会、子育て支援課、あるいは児童相談所等の連携を確実にという指導がっております。そのほか、指導課が行いますヒアリングの具体的な項目について話がありました。後で話があると思えますので、後ほど紹介いたします。

それから、4番目に各指導主事からということで、3ページ、4ページ、5ページに書いておりますので、ごらんいただいたらと思います。特徴的なことは、5番目、女子ハンドボール世界選手権が来年度にありますけれども、県としては「一校一國運動」ということで盛り上げていきたい、学校観戦調査もしながら取り組んでいきたいという話になりました。具体的には次年度になってからと思っております。

それから、平成31年度の4月は、「くまもと防災教育月間」の取り組みがあるということでした。

そのほか、7番、「きくちの風」推進事業のことは、前回もご紹介しましたけれども、菊池市も含めて公開授業をしております、以前も好評だったということでお話っております。

それから、8番は市町村教育委員会指定の研究発表会、これについては、また次年度、菊池市の分をご紹介したいと思います。

裏の4ページでございますが、生徒指導に関して不登校傾向、それから不登校については、後ほど菊池市の分をご紹介します。全体的に言えば、菊池郡市も昨年度と比べて、小中学校ともに増えている状況のようです。

それから、本市でも心のアンケートを実施しておりますけれども、その中で、「学校が楽しい」と答えた子どもたちは90%を超えたということで、そういう面では、ある意味、管内としては充実の部分があるのではないかというご紹介がありました。

その他で3点挙げておりますけれども、そこに書いていますとおりです。

それから、5ページでは、新しい学習指導要領が再来年度から始まりますけれども、その周知について文書やパンフレットができるということで、後日またお知らせすることになると思います。

最後、その他で1件、平成31年度も全国学力・学習状況調査が4月にある予定ですけれども、この間もご紹介したとおり、次年度は中学校の英語が加わっていきます。その中で「話す」ことも調査の対象になるということで、非常に現場では緊張感というか、その準備に追われそうな感じですが、菊池市としては前もって取り組みを進めています。

そのようなことについて管内の教育長・校長合同会議で話がありました。

続いて、行きます。

今後の予定ということで、2ページに戻って読み上げたいと思います。

2月24日、熊本女子剣道大会。

それから、25日、先ほど言いました本議会の開会となります。全員協議会。それから、地域未来塾運営委員会。

2月26日、菊池教育会里仁賞表彰式。小学校運動部活動社会体育移行検討委員会。

28日が、本議会。予算・決算委員会。泗水東小学校放課後子ども教室閉校式。

3月1日が、高等学校卒業式、私自身は菊池高等学校に行くことになっています。

3月3日、菊池市老人クラブ芸能大会。

3月4日、5日、6日が一般質問になっております。

3月7日、8日が、各常任委員会。7日には、菊池支部解放子ども会学習会閉級式もあります。

それから、3月9日土曜日、市内中学校卒業証書授与式。

3月11日、12日が、各常任委員会。

3月13日、泗水支部解放子ども会学習会閉級式。

3月14日、市内校長会議。教育論文表彰式。史跡調査検討委員会。

3月15日、旭志支部の解放子ども会学習会閉級式。

3月18日、各常任委員会。

3月19日、泗水幼稚園卒園式。

3月20日、市内小学校卒業証書授与式。

3月22日、本会議が閉会となります。同日、3月22日に市の教育委員会議の予定にしております。

以上が私からの報告になります。ただいまの報告について質疑はありませんか。よろしいですか。

委員一同

なし

渡邊教育長 ないようですので、これで教育長の報告については終わります。

それでは、これより議事に入ります。

議案第7号、菊池市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とし、事務局から説明をお願いします。

木下課長。

木下学校教育課長 学校教育課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。議案第7号、菊池市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてご説明をいたします。

提案理由につきましては、租税特別措置法の一部改正及び文言等の整理によります規則の一部改正を行うものでございます。

それでは、6ページをごらんいただきたいと思います。新旧対照表になります。

まず、第8条で「金額について」の次に「第5条の規定による」を加えております。さらに、「連帯保証人・保証人」の次の「(規則第5条による。)」を削除しまして、次の「連署のうえ」の平仮名表記を漢字表記に改めております。こちらは文言の整理による改正になります。

次に、第12条中の「菊池市奨学資金奨学生選考委員会」の「奨学資金」を「奨学金」に改めております。これは選定委員会の名称を条例記載の名称にあわせたことによるものでございます。

次に、様式の改正になります。

様式の改正につきましては、お手元に別添でお渡ししてございます。

議案第7号、奨学資金貸付条例施行規則関係様式をごらんいただきたいと思っております。色塗りですべてしております部分でございます。こちらで説明させていただきます。

3ページ、1枚目になります。

様式第1号、奨学資金貸付申請書になります。変更箇所につきましては、申請者欄の下の箇所になります。「次のとおり」の次に、「菊池市奨学資金貸付条例施行規則第2条の規定により、」を追加しております。申請根拠の明記をうたい込んだものでございます。また、生徒学生、保護者欄に男女の性別の記載欄がありましたけれども、性別違和のある方々への配慮から性別欄を削除しております。

次に、4ページの様式をごらんいただきたいと思っております。

様式第6号、奨学資金借用証書の改正になります。変更箇所は、様式、中ほどにあります「1借用期間」の年月日の中と、その3段下の年月日の中に「平成」の元号が記載されておりますので、今回、その元号を削除するものでございます。

さらに、新しいほうの一番下の注意書きの2でございます。「租税特別措置法第91条の3第2項の規定の適用により印紙税は課されません」という文言を

追加するものでございます。これは、提案理由でも申し上げましたとおり、租税特別措置法の一部改正に伴うものでございます。

様式の改正につきましては以上です。

議案書の5ページに戻っていただきたいと思えます。

附則で、「この規則は、公布の日から施行する。」といたしております。

以上、奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定についての説明とさせていただきます。

渡邊教育長 ただいまの説明について、質疑及びご意見はありませんか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、質疑もないようですので、採決いたします。  
議案第7号は原案のとおり可決することに異議ございませんか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり可決することに決定します。  
続きまして、議案第8号、菊池市教育振興基金奨学資金事業施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とし、事務局から説明をお願いします。  
木下課長。

木下学校教育課長 それでは、議案書の7ページをお開きいただきたいと思えます。議案第8号、菊池市教育振興基金奨学資金事業施行規則の一部を改正する規則の制定についてご説明を申し上げます。

提案理由につきましては、文言の整理、元号の改正に伴います元号記載の削除及び男女欄の削除によります規則の一部改正を行うものでございます。

それでは11ページをごらんいただきたいと思えます。新旧対照表になります。

まず、第1条で「菊池市教育振興基金条例（平成19年条例第38号）第4条第1号のうち」の文言を、「菊池市教育振興基金条例（平成19年条例第38号）第4条第1項第1号のうち」に変更いたしております。「第1項」という文言を追加したところでございます。

それから、第2条中でございます。2条中の「並びに」という文言を「及び」に改めまして、「同」とありますのを「菊池市奨学資金貸付条例」に改めております。

次に、第7条中「並びに」という文言を「及び」に改めております。

いずれも文言の整理によるものでございます。

次に、様式の改正の説明を申し上げます。別添の9ページをごらんいただきたいと思ひます。こちらの様式第1号、菊池市教育振興基金奨学資金貸付申請書の様式改正になります。

変更箇所につきましては、新しいほうの一番上の段になります。「様式第1号」の次に「(第4条関係)」を追加しております。これにつきましては、関係条文の明記を行ったところでございます。

次に、申請書名の変更です。「奨学資金貸付申請書(教育振興基金用)」となっておりましたが、これを「菊池市教育振興資金奨学資金貸付申請書」に変更をいたしております。これは申請書の名称を施行規則第4条にあわせたことによるものでございます。

次に、申請書の下欄になります。「次のとおり、」の次に、「菊池市教育振興基金奨学資金事業施行規則第4条の規定により、」という文言を追加いたしております。こちらは申請根拠の条文を追加したところでございます。

次に、生徒学生、保護者欄の振り仮名の文字が間違っておりましたので、訂正いたしております。

さらに、様式中の「平成」の元号の削除及び男女性別欄を削除いたしております。

様式の改正につきましては以上でございます。

それでは、議案書の10ページに戻っていただきたいと思ひます。

附則で、「この規則は、公布の日から施行する。」といたしております。

以上、議案第8号の説明とさせていただきます。

渡邊教育長 ただいまの説明について、質疑及びご意見はありませんか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、質疑もないようですので採決いたします。  
議案第8号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり可決することに決定します。  
それでは続きまして、議案第9号、菊池市就学援助費規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とし、事務局から説明をお願いします。  
木下課長。

木下学校教育課長 それでは、議案書の12ページをお願いしたいと思ひます。議案第9号、菊池市就学援助費規則の一部を改正する規則の制定についてご説明を申し上げます。



提案理由につきましては、就学援助の申請事務を簡素化するために、新たな様式を追加することと、文言の整理や元号記載の削除によります規則の一部改正を行うものでございます。

それでは、20ページをごらんいただきたいと思います。新旧対照表になります。

まず、第4条第1項第8号中「学校保健安全法施行令」の次に、法令番号であります「(昭和33年政令第174号)」を追加いたしまして、「第8条に定める疾病」の次に「に限る。」を追加するものでございます。これにつきましては、わかりやすい表記とするための文言の整理でございます。

次に、第5条第4項中「様式第2号」を「様式第2号の1又は様式第2号の2」に改めております。これは、準要保護児童生徒に係ります意見書の様式になります。学校より教育委員会へ提出をいただきます意見書になりますが、年度当初の申請時は件数が多く、申請事務に手間がかかっておりますため、事務の簡素化を図る意味から、連名書きができる様式第2号の2を新たに追加することによります改正でございます。

次に、新旧対照表の21ページをお願いいたします。

第7条になります。「前条」の次に「第1項」を追加するものでございます。第1項の表記が抜けておりましたので、今回追加いたしております。

次に、下の別表（第3条関係）でございます。

第1項第1号、「生活保護法（昭和25年法律第144号）」の法令番号部分を削除するものでございます。

次の22ページをお願いいたします。

第2項中「生活保護法に規定する」を「同法に規定する」に改めるものでございます。

いずれも文言の整理によるものでございます。

次に、様式の改正についてご説明いたします。

こちらの別添の議案第9号の様式関係をごらんいただきたいと思います。

まず初めに、14ページでございます。

様式第1号の1（第5条関係）でございますが、こちらにつきましては、元号の「平成」の削除、それから生年月日欄の元号を削除いたしております。

続きまして、15ページ、様式第1号の2でございますが、こちらも同じで、元号の「平成」を削除、それから生年月日欄の元号を削除いたしております。

続きまして、16ページです。

様式第2号でございますが、様式第2号の1に変更し、中段にございます「または」という平仮名表記を漢字表記に変更いたしております。

続きまして、18ページです。

様式第2号の2でございます。先ほど申しあげました連名で意見書が出せるように、新たにこちらの様式を作成したものでございます。

それから、最後のページでございます。別紙第4号様式でございますが、様式の表記につきまして、「様式第4号（第9条関係）」に改めるものでございます。

様式の変更につきましては以上でございます。

それでは、議案書の19ページに戻っていただきたいと思います。

附則で「この規則は、公布の日から施行する。」といたしております。

以上、議案第9号のご説明とさせていただきます。

渡邊教育長 ただいまの説明について質疑及びご意見はありませんか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、質疑もないようですので採決いたします。

議案第9号は原案のとおり可決することに異議ございませんか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 異議なしと認め、議案第9号は原案のとおり可決することに決定します。

続きまして、議案第10号、菊池市スポーツ大会等出場報奨金交付要綱の全部を改正する要綱の制定についてを議題とし、事務局から説明をお願いします。

吉田課長。

吉田社会体育課長 社会体育課でございます。議案書の23ページをお願いいたします。議案第10号、菊池市スポーツ大会等出場報奨金交付要綱の全部を改正する要綱の制定について。

菊池市スポーツ大会等出場報奨金交付要綱の全部を改正する要綱を次のように制定するものとする。

提案理由としまして、菊池市スポーツ大会等出場報奨金交付要綱の見直しに伴い、要綱の全部を改正する必要があります。

具体的に申しますと、報奨金対象となる大会等が明確になっていないところがあるということで、要綱の中身を精査する必要があるための改正でございます。

改正内容につきましてご説明を申し上げます。

24ページから27ページが改正案になります。それから、28ページから31ページまでが現行の要綱になります。部分的な改正ではなくて、全体的に改正を行っております。こちらの新旧対照表がなくて非常に見にくいところがあるかと思いますが、主な点を説明したいと思います。

まず1点目としまして、28ページをごらんいただきたいと思います。28ページの第2条になります。現行で、「この報奨金の交付対象となる大会（以下「スポーツ大会」という。）は、次の各号に掲げるもののうち、公的機関、公益

財団法人日本体育協会（加盟競技団体を含む。）等が主催し、又は後援するものをいう」というところを改正しまして、24ページをごらんいただきたいと思っております。24ページの改正案の第2条でございます。ここが「この報奨金の交付対象となる大会（以下「スポーツ大会」という。）及び報奨金の額は、別表に定めるものとする。ただし、別表中2及び3については、公的機関、公益財団法人日本スポーツ協会又はその加盟団体（中央競技団体、都道府県体育協会、関係スポーツ団体又は準加盟団体）」ということで、今回、こちらを詳しく掲載し、「主催するものに限るものとする」と改正しております。

この部分の大きな改正点としましては、現行では後援する大会も交付対象としておりましたが、今回の改正では後援する大会を対象から除いています。これまで後援する大会まで該当しており、非常に幅広い大会が該当しておりましたので、今回、精査しています。そういうことで、今回は主催大会に限定したものを対象とするという形で、改正するところでございます。

それから次に、2点目を申し上げます。

2点目につきましては、28ページをごらんいただきたいと思っております。現行の第2条の「(5) アジア大会、世界大会等（夏季又は冬季に開催されるオリンピック又はパラリンピックは除く。）」のところでございます。

25ページの改正案をごらんいただきたいと思っております。別表（第2条関係）のところに載せておりますが、こちらを見ていただくと、第2条関係で交付対象となる大会で、「1世界選手権大会及びアジア競技大会（夏季又は冬季に開催されるオリンピック又はパラリンピックは除く。）」は、下のほうに「日本代表として出場したとき」ということで、報奨金の金額が3万円になっております。

その次の下のほうの2に、先ほどの現行にはなかったところで、今回新たに追記するものでございます。「2上記1以外の国際大会（東アジア大会や一部地域のみ国際大会）」は、報奨金の額が2万円ということで、こちらを明確にするために、このような形で新たに追加いたしております。

それから、その一番下の4で、「国際大会であっても、国内からのエントリー数が3分の1以上となる大会」は、報奨金は対象外ということで明記しておりますが、こちらも現行ではうたっておりませんでした。今回新たにうたう形での改正でございます。

そういうことで、今の部分の大きな改正点としましては、今申し上げましたように、国際大会の取り扱いの部分で明確ではなかったということで、今回明確にしたところでございます。

続きまして、3点目としまして、28ページをごらんいただきたいと思っております。現行の「(報奨金の額)」の第3条で、「ただし、報奨金を交付する回数は、前条第2項に規定するものであり、1人年2回までとし、同一の大会は1人年1回までとする」とうたっております。

24ページの改正案をごらんいただきたいと思っております。改正案では、第2条の第3項にうたっておりますが、「報奨金を交付する回数は、1年度につき1人1回までとし、同一年度に行われた複数の大会を2年度にわたり交付すること

はできないものとする」と改正いたしております。現行では年に2回交付対象として認めておりましたが、改正案では年に1回交付すると改正いたしております。

それから4点目としまして、28ページをごらんいただきたいと思います。28ページの一番下の「申請手続」であります。現行では第4条で「報奨金の交付を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、特別な理由がない限り、スポーツ大会終了後6カ月以内に、菊池市スポーツ大会出場報奨金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に申請するものとする」ということであっております。

24ページをごらんいただきたいと思います。改正案では、申請手続は第3条になりますが、こちらを見ていただきますとわかりますように、改正案ではこのように大きく4点を必要な書類ということで明記いたしております。現行には明記がありませんでしたが、わかりやすいようにということで、今回新たに必要書類を明記したところでございます。

また、最後に様式についてでございますが、30ページ、31ページをお開き願います。現行、こちらの申請書、それから実績報告書の2種類を提出いただいております。

27ページをごらんいただきたいと思います。改正案では、このように交付申請書の中に実績を踏まえた形での申請に改正いたしております。申請書、それから実績報告を一括した様式に変更いたしております。

このような形での改正を行いたいと思っております。

それから、改正案の25ページをお開き願いたいと思います。

新しい要綱につきましては、平成31年4月1日からの施行を予定しているところでございます。

以上、説明とさせていただきます。

渡邊教育長 ただいまの説明について質疑及びご意見はございませんか。  
江藤委員。

江藤委員 大方対象となる大会はわかりました。私が知らないのを教えていただきたいんですけど、オリンピックまたはパラリンピックは、当然、国の代表として出るわけですが、そのときの補助といいますか、交付金といいますのか、公益財団法人日本スポーツ協会またはその加盟団体から出ているのでしょうか。直接関係はないんですけど。

吉田社会体育課長 オリンピック、パラリンピックについては、この要綱からは基本的には除いております。なぜ除いているかと申し上げますと、オリンピック、パラリンピックに対する補助要綱が本市にもあります。これは別扱いとしておりますので、こちらから除くという形にしております。

江藤委員 いろいろあるんですね。

吉田社会体育課長 はい。金額的にも大きい金額になりますし、また別要綱で設けているという状況です。

江藤委員 わかりました。

渡邊教育長 よろしいでしょうか。

江藤委員 はい。

渡邊教育長 そのほか質疑、ご意見ありませんか。  
松岡職務代理。

松岡教育長職務代理者 今説明いただきまして、関係性はあまりないかと思うんですけど、多目的の維持管理費は、客観的に見て、随分かかっているだろうなと思っっているんですが、あそこに行ったとき、その職員の方と少しお話しさせてもらおうと、その方々は「大変だ」と言っています。少数の人材で管理していくでしょう。それで大変なのはわかるんだけど、それに伴う維持管理費が数字的に出してもらわなくてもいいんですけど、課長から見た場合、結構かかっているなど思われているのか、それが有効に使われているのか。そこだけをお話いただければ。

吉田社会体育課長 多目的グラウンドについては社会体育課の管理ではなくて、都市整備課の管理になっています。ですので、多目的グラウンドなどを利用される方の受け付け関係はうちのほうで行いますが、いろいろな修繕関係とか整備関係については都市整備課の管轄になりますので、もし次回でよければ、その旨をお聞きして、次回のときに報告するという形でよろしいでしょうか。

松岡教育長職務代理者 そこまではいいですけど。ただ、テリトリーが分かれていますと、なかなかその中で話が詰まらない。利用する側から見ていきますと、利用頻度とか維持管理費は結構財政負担が大きいのではないかと客観的には思っております。以上です。

渡邊教育長 よろしいですか。  
大山部長。

大山教育部長 各施設関係の考え方、維持管理も含めてですが、社会体育の施設につきましては、今、公共施設等総合管理計画に基づいて、今年から来年度、31年度までかけて公共施設のあり方を見直しする作業を行っております。個別の建物の老朽化の状況とか、例えばグラウンドの利用状況なども見ながら、削減する方

向で全体的に取り組むことになっております。維持管理費や更新経費も多額となるため市全体では、約半数ぐらいの施設について、老朽化したものにつきましては、耐用年数が来た段階で地域に還元したり、廃止にしたりというやり方で今計画を進めているところです。

社会体育施設は、30年と31年でその計画を見直しますので、見直す段階では、また教育委員さん方にもご報告をしながら進めていく必要があるだろうと思っております。特に、市民の方にとって身近な施設ということになります。いろんな反響もあるものと考えております。

あわせて、使用料等の見直しも市全体の中で今やっておりますので、その中におきましても見直しをしていくことにはなろうかと思えます。

以上です。

渡邊教育長 今、全庁的な流れを説明いただきました。よろしいでしょうか。  
それでは、第10号関係で何か質疑、ご意見ありませんか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、質疑もないようですので採決いたします。  
議案第10号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 異議なしと認め、議案第10号は原案のとおり可決することに決定します。  
それでは続きまして、報告案件に入ります。  
まず、いじめ・不登校について事務局から報告をお願いします。  
久保指導主事。

久保指導主事 それでは、報告いたしますので、お手元のいじめ・不登校の報告案件資料をごらんください。着座のまま報告を始めさせていただきます。

初めにおわびを申し上げます。大変申しわけありませんが、3ページから5ページにかけて前月の数値の誤りがありました。別紙にて、正しい数値をお配りしておりますので、訂正箇所の確認をお願いいたします。大変ご迷惑をおかけしております。

では、報告資料の1ページをごらんください。

最初に1段目のグラフをごらんください。1月末の不登校の児童生徒数は、小学生は先月から3名増えて15名、中学生は2名増えて42名となり、小中学生を合わせますと、先月より5名増えて、合計が57名となりました。昨年度末の不登校が53名でしたので、1月現在で上回る結果となってしまっております。

資料の2段目、左の不登校傾向の児童生徒数のグラフと、資料4段目の不登校傾向数の経年推移のグラフをごらんください。1月は先月より小学生が1名減り、中学生の数は先月と同じとなり、合計は先月より1名減り、22名となっています。不登校傾向は9月から21から24名というように、ほぼ横ばいという状況です。グラフを見ていただきましても、昨年、一昨年より数は下回っております。このことから、不登校傾向の児童生徒が不登校の増加数とほぼ同じだけ発生していることとなります。

深刻なのが、資料2段目右の、不登校ではないが10日以上欠席している児童生徒数の増加数です。1月末までの授業数が170日ほどですので、10日以上学校を休んでいる子が151名いるということになります。先月から23名増えており、約1クラス分の数となります。公務員の有給休暇は、毎年平均20日が加算されまして、最大40日は取得できるものとなっています。151名の中の25名の子どもたちは欠席日数が40日を超えております。不登校数と合わせますと、82名が1年間に40日以上休んでいることとなります。将来、仕事が続くような力をつけていけるように、健康面や経済的理由による原因を解消するような支援が必要と言えます。

資料の3段目の不登校の経年推移のグラフを見ていただきますと、1月は昨年、一昨年を上回っております。不登校の定義からしますと、不登校なのか不登校ではないのかといった判断が難しく、欠席理由からは登校を拒否しているような内容もありますので、学校に行きたくても行けない子どもと学校に行きたくないと思っている子の支援のあり方も配慮が必要となっています。

資料の2ページをお開きください。

資料1段目の学年別不登校・不登校傾向のグラフをごらんください。79名の子どもたちの学年別発生状況となります。学年ごとに見てみますと、男の子が多い学年と女の子が多い学年があります。小学校から中学校に上がったときに、不登校数は倍増するという事も見てとれます。

このことから、9年間の義務教育期間を1年生から4年生までの4年間、5年生から中学1年生までの3年間、中学2、3年生の2年間といった小中一貫教育の3段階区切りによる学校づくりは、不登校の発生を抑制する手だての一つと考えられます。小学6年生と中学1年生の発生を抑えることができれば、不登校数の減少を期待できると思います。

1月のいじめの報告は、小学校から14件の報告がありました。中学校からはありませんでした。小中学校いじめ報告の両方のグラフをごらんいただくと、1月は県下一斉に実施されます心のアンケートの結果が加わるのですが、昨年、一昨年よりも少ない結果となっています。いじめの発生に伴って不登校が増えるといったような関連性があるのですが、いじめの発生が例年の半分の数ということから、なぜ不登校が増えているのかなのです。前回報告しましたように、SNSを使った実態が見えにくいいじめ、表に出ていないいじめがあるのではないかと疑問に思いますが、子どもの声を集約しましたアンケートですので、信頼性もあるものです。

4段目の左のグラフの適応指導教室通級者数をご覧ください。現在、先月より3名増えて26名が適応指導教室で過ごしています。昨年度からしますと、1.5倍の数となります。適応指導教室は、学校に戻れるように対応することが前提として取り組んでおります。しかし、前回、フリースクールの先生とお話をする機会がありましたが、フリースクールに登校している子どもたちは、勉強の進み方が遅い、学校の規則が自分に合わない、先生に会いたくないなど、登校拒否をしている子が多いと話されていました。適応指導教室に来ている子は学校とつながっていますが、今後、学校とつなげることが難しい家庭や子どもが多くなるのではと心配もしています。

4段目の右のグラフの適応指導教室と心の教室、菊池市SSW、スクールソーシャルワーカー、学校支援コーディネーターからのトラブル・いじめ相談件数をご覧ください。1月は菊池教室から4件、泗水教室から2件、合計6件の相談がありました。先月と比較しますと、半分に減っています。他の適応指導教室と心の教室からは、いじめの相談はありませんでした。

続きまして、3ページの適応指導教室利用状況をご覧ください。

1月の適応指導教室の相談状況の特徴としまして、いじめ相談の報告がありました菊池教室では、学習や進路の相談より生活リズム・生活の乱れに関する相談が増えています。旭志教室は、先月同様に生活のリズム・生活の乱れと、学習・進路に関する相談が同じくらいの数だけあっています。いじめ相談がなかった七城教室と泗水教室は、先月と同様に学習や進路に関する相談が主となっています。相談に関しましては、それぞれの教室で対応されていますので、安心して相談ができる場として機能しております。全体の数としましては、先月が256件となっておりますが、163件から52件増えているという現状でございます。

資料4ページと5ページの心の教室と菊池市スクールソーシャルワーカー、学校支援コーディネーターの相談利用状況をご覧ください。5つの心の教室への相談件数は、先月の126件より17件減りまして、109件となっています。5教室に共通するものとして、進路・進学・学業等の相談とその他の相談がどの教室にも多く寄せられていました。不登校や人間関係の相談件数もあり、不登校が増えたこととの関連性がありました。心の教室で何とか登校できない状況にならないように食いとめていただいています。

5ページの3段目のグラフをご覧ください。菊池市のスクールソーシャルワーカーの対応相談件数は48件あり、先月の38件から10件増えています。家庭や家族の状況に関する相談事案が多く、学校と家庭を行き来したり、情報をつないだりと慌ただしい状況です。幾つか終結事案も出ておりますので、SSWの対応が功を奏しております。

5ページの4段目のグラフをご覧ください。学校支援コーディネーターには64件の対応及び相談があったと報告がありました。先月から5件減少しています。しかし、虐待による通告案件が増えています。子育て支援課と毎日のように連絡を取り合いながら学校との連携を進めておられます。



資料の6ページをお開きください。こちらは毎月、菊池教育事務所に報告している定例報告をもとにしています。1段目のグラフは月ごとに、土日を外して連続で7日間休んだ場合と、連続ではないが1カ月に10日以上休んだ子の数となります。1月は、先月から15名増えまして56名が10日以上欠席した数となります。月ごとに見ましても、今年一番の数となります。毎月同じ子で10日以上欠席した場合、90日は超えていきます。家の中に90日は在宅しているということになります。

2段目のグラフは、月ごとの不登校傾向の前年度不登校だった児童生徒数と新規の数を示したものです。先月同様で、点線の枠の数が昨年度は不登校ではなく、新規として欠席が増加した子となります。1月になっても新規の数が19名発生しています。この新規が毎月出ていることが今年度の不登校数が増加した要因となります。

3段目のグラフは、月ごとの不登校数と新規の数を示しております。その中で点線の枠の数の、新規で不登校になった子どもの数は30名となりました。先月同様に、前年度不登校だった子どもの数より新規の不登校の子どもの数が上回ったこととなります。

4段目のグラフをごらんください。不登校児童生徒の欠席理由の項目に、1月に新規で不登校になった要因を見てみますと、無気力が1名、不安が3名、その他が1名と増加しています。この時期に無気力と不安が要因で不登校になっている児童生徒がいることは対応が難しい事案と言えます。

資料の7ページをお開きください。

先月、1月31日に七城公民館を会場としまして、第3回菊池市不登校対策研修会を開催しました。参加者は校長や校内不登校担当など45名の参加がありました。講師としまして、大津町教育支援センター主任相談員の隅倉雄一先生をお招きし、演題は「不登校における児童・生徒や保護者とのかかわり方」でお話しいただきました。具体的な実践事例を示していただき、すぐにでも学校現場で活用できる内容でした。講演会終了後にとりましたアンケート結果としまして、「講演はよかった」と回答された方が100%でした。

続きまして、2月13日に菊池溪谷に向かう県道387号線沿いの雪野地区にあります民泊の宿 星乃里を会場として提供いただき、第3回適応指導教室交流会を実施しました。会場の星乃里には、馬が3頭、ポニーが2頭おりまして、自分の手で直接餌やりや、馬をなでたり、乗馬を体験するなど、動物との触れ合いを行いました。参加者は19名と、たくさんの児童生徒が参加しており、一人の子は5回以上も乗馬しております。最後には「リーダー」と言われる馬の引き役なしで、馬を乗りこなす子もいました。

中国の戦国時代の儒学者の孟子の教えで、「浩然の気」という言葉があります。「浩」という字に、自然の「然」を合わせて「浩然」と書き、「気」は気持ちの気です。自然の中で動物と触れ合い、ゆったりとした時間の中で、浩然の気を養う子どもたちの姿がありました。天地にみなぎっている万物の生命力や活力

の源となる気を浴びた子どもたちは、物事にとらわれない、おおらかな気持ちを養っているかのように、笑顔と楽しそうな声がありました。

今年度から不登校対策として協議会を設置しておりますが、年々取り組みが充実しておりますことを報告いたします。

報告は以上となります。

渡邊教育長 ただいまの報告について質疑及びご意見はありませんか。  
松岡職務代理。

松岡教育長職務代理者 ただいま久保指導主事からご報告がありました。中身について詳細に把握されながら、毎回適切な報告をいただいております。ただ、教育委員という立場から見せていただきますと、いろんな先生たち、いろんななかかわりを持った方々が親切丁寧に指導なさっておられますけど、果たしてこれからどれだけ改善されていくのかと思いますと、少し角度を変えて何か検討してみる必要もあるのではないかと思います。

先ほどフリースクールの話もございましたように、今、フリースクールが何で脚光を浴びて、皆さんの目を引きつけているのかと思いますと、いじめ・不登校に遭っている子どもたちに、親がどうすることもできなくて、先生に頼ったところ、この教室に参加したらということで、フリースクール等に参加してみますと、子どもが何らかの発見をし、親もここに居場所があると思えるような環境が何となく見えてくると思います。

この間、芹川委員からも電話をいただきましたが、フリースクールの田上先生は大変注目を集めていらっしゃる、新聞にも載られましたけど、田上先生をお呼びして、この委員会の前か後、1時間ぐらい、みんなで話をお聞きしたらどうかというのが1点です。それは、新しいスタートを切る、3月は難しいでしょうから、できれば4月か5月ぐらいに組んでいただければ。そういう形でいろんな意見が出てしかりだと思えます。

いじめ・不登校がこれだけ調査や報告をされた中で、こういうやり方、考え方だったら一歩進むのではないかという意見がいっぱい上がってきてほしいです。家庭環境のせいにはならないと思えますけど、特にいじめ・不登校に遭う子どもたちは意思が弱かったりするので、本人が強い自立心を養っていくためのきっかけをつくり、急に見つかることはないと思いますが、将来、自分がどんな人生を送りたいのか、何になりたいのかを一緒に話し合ったり、指導者は自分の歩みでもいいと思います。自分はこうして歩んできた、師として今こういうふうにあるという話になっていくと、気づいて発見したときに全然変わってくると思います。今度はそこから自分が中学校に行く、高校に行く、大学に行く選択肢が見えてきます。

今までいじめ・不登校で取り上げられた子どもたちがどう成長したのか。その過程で誰々がどうこうではなくて、こういう事例があると体験談を紹介していただきますと、子どものときは学校に行くことがつらかった自分が、社会人

になったら、すごく元気が出たなど、自分の潜在的な力が発揮できるようになるのではと考えました。

ちょうど今、県の義務教育課が「熊本の学び」を開催していて、熊本らしい教育のあり方ということで、私も参加させていただきました。

この年度は2月が最終で、3月から新しい年度がスタートしますが、4月ぐらいに県のほうから市町村の委員会宛てに指針が出されてくると思います。指針が出された後、できれば前期と後期、1回ずつぐらい、県からこの委員会に参加してもらって、じっくり説明してもらって、一緒にベクトルを合わせてほしいと発言しました。文科省も一緒ですね。つながりをきちんと持つことがとても大事ではないかという話も先日させていただいています。いじめ・不登校については、皆さんの関心が高いですから、どうぞご検討いただきたいと思います。

以上です。

渡邊教育長 次年度に向けての方策といたしますか、その一部として、担当としても年度末にまとめていただければと思います。

ほか質疑、ご意見ありませんか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは次に、泗水中学校の耐震状況について事務局から報告をお願いします。

木下課長。

木下学校教育課長 それでは、泗水中学校の耐震状況につきまして中間報告をさせていただきます。

報告資料の8ページをごらんいただきたいと思います。昨年12月20日に教育委員会議のほうでご説明をいたしておりました。泗水中学校の耐震状況につきまして国が指定します第三者機関から検証結果に関する回答がありまして、それに基づき、設計会社からの報告書の提出もありましたので、今回、中間報告をさせていただきます。よろしいでしょうか。

この問題につきましては、平成18年度に行いました泗水中学校の耐震補強工事におきまして、光陽精機株式会社が製造し、株式会社川金コアテックが出荷した制振オイルダンパーの試験データに一部改ざんがあった製品が使用されていたことによるものでございます。

この問題を受けまして、教育委員会としましては、建設部の都市整備課や、当時、耐震設計を委託しました株式会社ライト設計及び熊本県の建築課と協議や意見を伺いながら、川金コアテックから詳細な資料を提出してもらい、ライト設計にて検証を行い、建物は安全であるとの確認を行ったところでございます。

今回は、平成31年1月18日付で国が指定します第三者機関でありますハウスプラス確認検査株式会社からの回答がありまして、それを受けまして、平成31年2月14日付でライト設計からの検証結果報告の提出があったことからの報告でございます。

それでは、資料1のほうをごらんいただきたいと思います。9ページになります。

第三者機関のハウスプラス確認検査株式会社からの構造評価書になります。上のほうに囲っております部分に、件名、菊池市立泗水中学校普通教室棟とあり、さらに下線部分に「技術的基準に適合しているものと評定します」とあります。

続きまして、12ページをごらんいただきたいと思います。資料2になります。

第三者機関のハウスプラス確認検査株式会社から評定された低減率をもとに換算のI<sub>s</sub>値の検証を行いました株式会社ライト設計からの報告書になります。

下線部分に当時の診断時における耐震性の低減率は、1階で11.1%低下しており、換算I<sub>s</sub>値は1.172が1.055、同様に2階で2.3%低下しており、0.917が0.896、3階で2.5%低下しており、0.719が0.701となっております。各階のI<sub>s</sub>値の低下はありますが、学校施設として最低耐震性能のI<sub>s</sub>値0.70を上回っていることから、耐震性は確保されていると明記されております。

以上のことから、改めて建物は安全であると判断いたしております。

なお、今後の予定といたしては、改ざんが行われました製品につきましては、契約違反でありますので、川金コアテックのほうで基準値内の製品への交換を引き続き求めているところでございます。

また、今回のこの委員会報告には、来週の月曜日でございますが、2月25日開会の全員協議会の中で議会のほうにもご報告を申し上げ、同日付で学校の保護者のほうにも通知を出したいと考えておるところでございます。

以上が学校施設の耐震状況についての中間報告とさせていただきます。以上でございます。

渡邊教育長 ただいまの報告について質疑及びご意見はございませんか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは次に、菊池市における小学校運動部活動の社会体育移行に伴う平成31年度以降の施設予約・施設使用料・電気料等について事務局から報告をお願いします。

吉田課長。

吉田社会体育課長 それでは、報告案件資料の、まず17ページをお願いいたします。

本市における小学校の運動部活動の社会体育移行の状況について、ご報告を申し上げます。

こちらに載せておりますのは、市内10校の状況についてでございます。ごらんのとおりでございますが、見方としましては、「クラブ設立」に丸がついているものにつきましては、部活動からクラブ化したものになります。また、「既存クラブへ」に丸がついているものは、社会体育移行になる前に既にできていたジュニアクラブへ加入するものになります。それからもうひとつ、「総合クラブへ」につきましては、本市におきましても総合型の地域スポーツクラブがございまして、こちらに加入するものに丸がついております。このように大きく3通りの形で社会体育に移行しております。

ただ、旭志小学校のサッカー部のみにつきましては、まだ社会体育移行ができていない状況でございますが、31年度から移行すると学校から言われておりますので、そうなりますと、31年度からは全ての小学校で社会体育移行に移行していることとなります。見方としては今のように見ていただくと思っております。

あと、右側には、こちらで調査した範囲内で、これからの活動の時間帯とか月謝がいくら、あるいはどのぐらいの加入者がいるということを一覧表に取りまとめています。

次に、18ページをごらんいただきたいと思います。

18ページの総合運動クラブにつきましては、社会体育移行によって運動のできない子どもたちの受け皿として総合型地域スポーツクラブに総合運動クラブを立ち上げました。これは、総合型地域スポーツクラブから各学校に週1回指導者を派遣する形で実施しております。こちらを見ていただきますとわかりますように、午後4時30分から午後6時までの90分間で、メニューは季節に応じたスポーツ等で今現在、実施されております。

次に、19ページをごらんいただきたいと思います。

19ページにつきましては、社会体育移行に伴いまして新たにクラブ化したクラブチームの一覧表でございます。今回、社会体育移行によって15のクラブが立ち上がっております。

次に、20ページをごらんいただきたいと思います。

こちらは、既にジュニアクラブとして活動していたクラブになります。こちらはスポーツクラブ登録団体としておりますが、5名以上のクラブについては、本市に登録しますと、使用料、電気料等が2分の1に減免できまして、そういうところでの登録団体としてご理解いただきたいと思います。こちらは現在46クラブほどあります。

次に、13ページをごらんいただきたいと思います。

今の状況の中で、ジュニアクラブチームが施設を使用するときの施設の予約、施設使用料、電気料等はどのような形で取り扱うかということですが、30年度では既存のジュニアクラブの使用料等の2分の1を減免しております。また、

社会体育移行のジュニアクラブにつきましては、社会体育移行への移行期間としての取り扱いということで、使用料等は全額免除している状況です。

こういう中で、31年度以降についてはどのような形になっていくかということですが、31年の4月1日から2020年の3月31日までの1年間を社会体育移行ジュニアクラブの使用料等徴収の周知期間と位置づけをしまして、基本的には31年度につきましては平成30年度と同等扱いにしたいと考えているところでございます。

また、総合型の地域スポーツクラブにつきましては、社会体育移行の受け皿として実施している総合運動部、それからバドミントン、新体操につきましては、31年度以降も使用料等の全額免除ということで取り扱いをしたいと思っています。

それから、2020年以降はどうなるかということですが、社会体育移行のジュニアクラブも既存のジュニアクラブと同等扱いをします。そういうところで、2020年度からは社会体育移行のジュニアクラブも使用料等が発生してきますので、保護者負担も少し出てくることになるかと捉えているところでございます。

あと、14ページから15、16ページにつきましては、県内市町の平成31年度以降の使用料等の取り扱いの状況を社会体育課のほうで調べた結果がこのようになっています。これを参考にしながら、最終的には本市の使用料関係の取り扱いを決めたところでございます。

以上、報告をさせていただきます。

渡邊教育長 ただいまの報告について質疑及びご意見はありませんか。  
 芹川委員。

芹川委員 質問です。隈府小の総合運動クラブで1年生の子どもがお世話になっております。バドミントンも来年はしたいと家庭内で話しているんですが、1、2年生はゼロとなっていますが、募集の要項には「3年生以上」となっているんですよ。実際、来年度もそのような感じでしょうか。

吉田社会体育課長 これについては確認しますが、普通の総合運動クラブについては、1年生から勧誘ができるということになっております。ただ、バドミントンについては、おそらく年齢制限をしたのかなと思いますので、こちらの総合型地域スポーツクラブのほうに確認してみないとわかりませんので、確認後、またご報告をさせていただきます。

芹川委員 よろしく願いいたします。

渡邊教育長 今回の件、よろしいですか。

芹川委員 はい。

渡邊教育長 ほかございませんか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは少し時間も押してきておりますが、その他に入ります。  
事務局のほうから何かありませんか。ないですね。

事務局一同 なし

渡邊教育長 ないようですので、本日の委員会はこれで閉会をいたします。どうもお疲れ  
さまでした。お世話になりました。

(音源終了)